

調停離婚が成立した方へ

調停離婚は調停成立の日が離婚の日になりますが、そのままでは戸籍には記載されませんので、市区町村（以下「区役所等」といいます。）に、以下の手続をする必要があります。なお、届出に関する詳細な点は、区役所等の戸籍担当部署にお問い合わせください。

1 離婚の届出

調停成立の日から10日以内に、夫婦の本籍地又は届出人の所在地の区役所等に、調停調書謄本（戸籍記載事項以外の項目が省略されたもの）を添付して離婚届を提出してください。

*離婚届には、相手方や証人の署名押印は不要です。

*正当な理由なく期間内に届出をしないときは、過料の制裁を受けることがあります。

2 離婚後の氏（戸籍）について

離婚によって、婚姻時に氏（姓）を改めた方は、原則として、婚姻前の氏（旧姓）に戻ります。戸籍についても、婚姻前の戸籍に戻ることになりますが、自分が筆頭者の戸籍をつくることもできます。

現在の氏（姓）を継続して称したい方は、その旨を届け出てください（戸籍法77条の2）。なお、この届出は、離婚した日（調停成立の日）から3か月以内に行ってください（離婚の届出と同時でも可能）。この届出をした場合、自分が筆頭者の新たな戸籍が作られます。

ただし、一旦、婚姻中の氏を称してしまうと、婚姻前の氏に戻すには、改めて住所地の家庭裁判所で「氏の変更」の許可を受ける必要がありますから（許可されないこともあります。）、氏を選択する場合には、将来のことも考えて、慎重に手続をしてください。

3 離婚後の子供の戸籍の移動について

子供の戸籍は、親権者がどちらかにかかわらず、離婚時の筆頭者の戸籍に残ります。

（例）戸籍の筆頭者が夫の場合、親権者が妻となった時でも、子供は夫の戸籍に残ることになります。

筆頭者でない方（例）では妻）が、子供を自分の戸籍に入れたい場合、家庭裁判所に「子の氏の変更許可」の申立てをし、その許可の後、区役所等へ「入籍届」を提出する必要があります。詳細は、届出先の区役所等へお問い合わせください。「子の氏の変更許可」の申立てについては、裏面をご覧ください（離婚により婚姻中の氏を称した場合でも、「子の氏の変更許可」の申立てが必要となることにご注意ください。）。

「子の氏の変更許可」の申立てについて

- ◎申立てをする方（申立人）
- ・ 子供が15歳未満の場合 → 親権者
 - ・ 子供が15歳以上の場合 → 子供自身

- ◎申立てに必要な書類
- ①子の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本、両親離婚後から現在までの、連続したすべてのもの）
（表面の3の(例)では、離婚した後の元の夫が筆頭者の戸籍謄本）
 - ②母の戸籍に移る場合は母（父の戸籍に移る場合は父）の離婚したときから現在までの連続したすべての戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
（表面の3の(例)では、離婚した後の妻の戸籍謄本）

※ただし、離婚から相当年数が経過した等の場合は、これ以外の戸籍も必要になることがあります。詳細については、申立先の家庭裁判所にお問い合わせください。

- ◎申立てをする裁判所 子供が住んでいる住所を管轄する家庭裁判所

- ◎その他
- ・ 申立書を記載する必要があるほか、子供ひとりにつき収入印紙800円と郵便切手が必要になります（郵便切手の額については、申立先の家庭裁判所にお問い合わせください。）。
 - ・ 申立書については、**東京家庭裁判所のウェブサイト**で入手することができますので、ダウンロードしてご利用ください。

東京家庭裁判所のウェブサイト(<http://www.courts.go.jp/tokyo-f/index.html>)

ウェブサイト画面下のキーワード項目から「申立書（書式例）」を選択

→ 手続案内の「家事事件の申立てで使う書式等」の「審判」を選択

→ 家事審判の申立ての「親子に関する審判の申立書」の「子の氏の変更許可」の説明、申立書、記載例をダウンロードしてご利用ください。

東京家庭裁判所

家事訟廷事件係 03-3502-8331